

利 用 規 約

本利用規約（以下「本規約」と言います。）には、一般社団法人NS Labo（以下「当社」と言います。）の提供する講座（以下「本講座」と言います。）の提供条件及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められています。本講座の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

本規約は、本講座の提供条件及び本講座の利用に関する当社とお客様との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本講座の利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

（１）「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

（２）「受講者」とは、本講座に申し込みをし、本規約第4条による受講契約が成立した者を意味します。

第3条（受講の申し込み）

1 本講座の受講を希望する者（以下「受講希望者」と言います。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報「以下「登録事項」と言います。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本講座の受講の申し込みをすることができます。

2 当社は、第1項に基づいて申し込みを行った受講希望者が、下記のいずれかに該当する場合は、受講の申し込みを拒否することがあり、またその理由について一切の開示義務を負いません。

（１）当社に提供した登録事項の全部又は一部につき、虚偽の内容がある場合

（２）未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

（３）反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に参与していると当社が判断した場合

（４）本講座と同様な事業内容を業とする場合、又はそのような第三者への本講座の情報提供を目的としている場合

（５）その他、本規約の趣旨に照らして不相当と当社が判断した場合

第4条（受講契約の成立）

本講座の受講申し込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第5条（受講料の額及び決済方法）

- 1 受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。
- 2 本講座の受講料の決済方法は、当社指定の銀行口座へ振込みをする方法、またはクレジット決済とします。振込先の銀行口座は、受講の申し込み後、当社よりメール等の方法によりお知らせいたします。
振込み手数料は申し込みをした者（以下「申込者」と言います。）の負担とし、当社は申込者から特段の請求がない限り領収書を発行しません。
- 3 資格認定の登録及び資格保有の更新にかかる手数料は、原則としてクレジット決済または、受講者の指定する預金口座から自動で引き落とす方法とします。

第6条（本講座の解約）

- 1 申込者は、前条第2項に基づく振込み後、3日以内に当社に対する書面等で連絡をすることにより申し込みを解約することができます。その場合、申込者が当社に対して提出する書面等には本人の氏名、連絡先等のほか、解約する講座を特定できる情報を記載しなければなりません。
- 2 本条第1項の規定により解約が成立する場合、当社はすでに受領済みの受講料の全額を無利子にて申込者が指定する預金口座に振り込むことによって返還します。この場合の返金手数料は申込者の負担とします。
- 3 本条第1項に定める期限以降は、申込者はたとえ受講していなくても原則として解約することはできません。

第7条（禁止事項）

受講者は、本講座の受講にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- （1）法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- （2）当社、他の受講者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- （3）公序良俗に反する行為
- （4）当社の事業運営を妨害するおそれのある行為
- （5）当社の知的財産権を侵害する行為
- （6）その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（本講座の停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、受講者に事前に通知することなく、本講座の全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- （1）本講座にかかるコンピュータシステムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
- （2）コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- （3）地震、落雷、火災、天変地変等の不可抗力により本講座の運営ができなくなった場合
- （4）その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

第9条（権利帰属）

- 1 本講座及び当社ウェブサイトに関する知的財産権は全て当社に帰属しており、本規約に基づく本講座の利用許諾は、当社の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
- 2 受講者は、当社に無断で、使用、複製、転写又は頒布することは一切できません。

第10条（本講座の内容の変更、終了）

- 1 当社は、当社の都合により、本講座の内容を変更し、又は提供を終了することができます。当社が本講座の提供を終了する場合、当社は受講者に事前に通知するものとします。
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置により受講者に生じた損害については一切の責任を負いかねません。

第11条（保証の否認及び免責）

当社は、本講座が受講者の特定の目的に適合すること、期待による機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、受講者による本講座の利用が受講者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

第12条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当社の如何なる講座も受講できなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金はいたしません。

- （1）本規約又は法令に違反した場合
- （2）公序良俗に反する行為をした場合
- （3）当社の保有する知的財産権を侵害した場合
- （4）当社に提供した登録事項の全部又は一部につき、虚偽の内容がある場合
- （5）当社の事業運営を妨害する行為をした場合

第13条（講座修了等の要件）

本講座の全ての講義を履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、本講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上で当社が別に定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとします。

第14条（資格の認定及び更新）

- 1 本講座が資格認定に関する講座である場合、講座受講の修了後、当社指定の試験に合格すること、認定料を支払うこと等、当社が別途定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。
- 2 取得した資格の有効期間は、認定された日から1年間とします。
- 3 資格を認定された受講者（以下「資格保有者」と言います。）は、1年毎に当社指定の更新試験に合格し、本規約第5条第3項に基づく更新手数料を支払うことにより、資格の保有を更新

することができます。

4 更新を希望しない資格保有者は、有効期間満了日より1カ月以上前に当社に対する書面等で連絡をすることにより更新をしないことができます。

第15条（秘密保持）

受講者は、当社が受講者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、秘密に取り扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第16条（利用者情報の取扱い）

1 受講者の個人情報を含む利用者情報の取扱いについては、別途当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、受講者はこのプライバシーポリシーに従って当社が利用者情報を取扱うことについて同意するものとします。

2 当社は、受講者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、受講者はこれに異議を唱えないものとします。

第17条（地位の譲渡）

1 受講者は、当社の書面による事前の承諾なく、受講者の地位を第三者に譲渡することはできません。

2 当社が本講座にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当社は当該事業譲渡に伴い、受講契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに受講者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、受講者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第18条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、当社及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第19条（委託）

当社は、本講座の資料の発送等事務手続きの一部を外部に委託できるものとしたします。この場合、当社は、本講座の実施に当たり、当該委託先に当社と同等の義務を遵守させ、本講座提供の質を厳しく監督するものとしたします。

第20条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更した場合には、当社は受講者に当該変更内容を通知するものとします。

第21条（準拠法及び合意裁判所）

- 1 本規約及び講座受講契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本規約又は講座受講契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

一般社団法人NS Labo 利用規約

平成27年 9月15日 制定